

固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

播磨町長様

地方税法第384条の3及び播磨町税条例第74条の3の規定により、固定資産の現所有者として下記のとおり申告します。

固定資産課税台帳上の所有者（亡くなられた方）

死亡時の住所			
氏名	生年月日	年	月 日
	死亡年月日	年	月 日

現所有者（相続人など）

代表者	住所	〒		持分	
	(電話 — —)				
氏名	フリガナ	年 月 日生		課税台帳上の所有者（死亡者）との続柄	
	(フリガナ) 氏名	住所			課税台帳上の所有者との続柄
代表者以外の現所有者		〒			
		〒			
		〒			
		〒			
		〒			
処理欄	旧所有者番号	新所有者番号		担当者	

《必ず裏面を確認してください》

《固定資産現所有者申告書について》

- 1 固定資産税（土地・家屋）の納税義務者は、毎年1月1日（賦課期日）現在において、登記簿または課税台帳に所有者として登記・登録されている方になりますが、所有者が賦課期日前に死亡しているときには、その土地・家屋を現実に所有している方（主として相続人）が納税義務者となります。【地方税法第343条第2項】
- 2 土地・家屋を現実に所有している方（＝固定資産現所有者）は、住所、氏名、所有者との続柄などを申告していただくよう定められています。【地方税法第384条の3及び播磨町税条例第74条の3】
- 3 この申告書によって納税義務者の名義を変更いたしますが、これは固定資産税の課税における名義の変更であり、土地又は建物登記簿の所有権名義を変更するものではありません。所有権名義の変更は、法務局（登記所）において手続きする必要がありますので、ご注意ください。

《添付書類》

- (1) 法定相続どおり現所有者となる場合は、①②または③を提出してください。
 - ① 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本（相続人全員との関係がわかるもの）
 - ② 相続人の住民票（住民登録が播磨町にない場合のみ）
 - ③ 上記①②に代わるものとして、法務局が発行する法定相続情報一覧図
- (2) 法定相続以外の場合は、次の書類もあわせて提出してください。
 - 協議分割による相続…遺産分割協議書、押印された印鑑の印鑑登録証明書
 - 遺言による相続…遺言証書等、相続内容がわかる書類
 - 相続放棄…相続放棄したことがわかる家庭裁判所の受理通知書
 - その他…相続の内容がわかる書類

※ 提出する添付書類は、いずれも写しで可

《提出先及び連絡先》 〒675-0182

加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町役場 税務グループ固定資産税チーム
TEL (079) 435 - 0358